

〔論 説〕

学校教育と課外スポーツ活動

—課外スポーツと学習権の保障—

浦 川 道 太 郎

- I はじめに
- II 第二次大戦前の課外スポーツ活動の発展と法的規制の導入
 - 1 課外スポーツ活動の発展
 - 2 運動部活動の隆盛とその規制
 - 3 野球統制令とその内容
- III 第二次大戦後の運動部活動に関するルール
- IV 日本学生野球憲章と教育を受ける権利（学習権）
 - 1 日本学生野球憲章の制定
 - 2 学生野球憲章の改正と学生の教育を受ける権利（学習権）の保障
- V まとめ

I はじめに

わが国で現在実施されている多くのスポーツ種目（近代スポーツ）は、明治初期に外国人教師により開成学校などで紹介され¹⁾、学生たちの間に拡がり、学校教育の場で発展してきたものである。

このことから明らかなように、スポーツと学校教育との関係は極めて密接であるとともに、学校でのスポーツの在り方は常に教育上の一問題であった。特に課外活動として実施されるスポーツ（運動部活動）は、一方において、先輩・後輩関係を含む友情を育み、競技スポーツでの勝利が学校の名声を高めるとと

¹⁾ 野球は1871年にアメリカ人英語教師ウィルソン（Horace Wilson）が、陸上競技は1874年にイギリス人海軍士官ダグラス（Archibald Lucius Douglas）が、漕艇（ボート）は1875年にイギリス人英語教師ストレンジ（Frederick William Strange）が、そしてアイススケートは1877年にアメリカ人農学者ブルックス（William Penn Brooks）が、それぞれ就任した開成学校、東京英語学校、海軍兵寮学校、札幌農学校などで学生に紹介し実演させたことを嚆矢とする。

もに参加競技者の名誉となり、またスポーツ全体の技能向上にとって役立つものであるが、他方において、課外スポーツへの過度の没頭は知識・技能の習得という教育本来の目的を阻害するおそれもある。このため、国の教育行政や学校スポーツ団体は、課外スポーツ活動と教育との関係を規律する多くの措置を講じてきた。これらの措置は、課外スポーツ活動が正課たる教育を阻害せず、また教育の場を乱さないようにするためのものであるが、国家政策や社会状況の中で、その方法や内容に変化が認められる。

本稿では、明治以降、課外スポーツがどのような考え方で如何に規制されてきたかについて略説するとともに、近年における日本学生野球憲章改正作業中での議論などにも触れて、課外スポーツの規制と生徒・学生の教育を受ける権利（学習権）との関係について検討することにした。

Ⅱ 第二次大戦前の課外スポーツ活動の発展と 法的規制の導入

1 課外スポーツ活動の発展

前述したように、古来の武道を別にして、今日一般に実施されているスポーツの多くは、明治初期に欧米人教師により学校場で紹介され、学生間での実施を通して広まったものである。そして学校場でのスポーツは、戦前の正課教育の体育において後に学校教練に移行する兵式体操が中心に据えられたため²⁾、競技スポーツを含むスポーツは、学生が主体となって取り組む課外スポーツ活動（以下「運動部活動」という。）の形で発展し、今日に至っている。このようにスポーツが学校の運動部活動として発展し、多くの生徒・学生が参加する運動部（サークル）がすべての学校に多数存在することは、欧米諸国にはないわが国の特色であるといわれている³⁾。

²⁾ 学校教育の正課としての体育も、明治初期に日本に移入され、早期に「知育、徳育、体育」として運動教育が教育の一環として位置づけられたが、1886年には、富国強兵政策の下で発令された小・中学校令により、欧米人に劣ると見られた国民の体格・体力の増強を目指して、強「兵」育成のための兵式体操が採用された。また、1925年には現役の陸軍将校を学校に配属して学校教練を強化し、体育・徳育の「促進」が図られた。

³⁾ 中澤篤史「学校運動部活動研究の動向・課題・展望」一橋大学スポーツ研究 30号 34頁 (2011)

2 運動部活動の隆盛とその規制

スポーツは、学校の運動部活動として発展したが、さらに大学等では運動会としてレクレーションを兼ねて学内競技会が開催され⁴⁾、競技スポーツでは運動部を基盤にして学校間の対抗戦が盛んに行われるようになった⁵⁾。

このようなスポーツにおける学校間の対抗戦は、特に野球において応援する学生を巻き込んで加熱し⁶⁾、それとともに学校の場における野球を代表とするスポーツに対する規制を求める動きが現れてくる。

この動きとしては、1911年に東京朝日新聞が主張した「野球と其害毒」と題する全22回にわたるキャンペーンがあり、当時の新渡戸稲造第一高等学校校長をはじめ各界の有識者が野球の害毒を述べて、興行化と一部選手に対する過度の優遇等について規制の必要性を論じている。これに対しては、同じ新聞界から、東京日日新聞（現・毎日新聞）や読売新聞等が野球擁護論を展開し、世論を分断する議論にまでなった。

しかし、皮肉なことに、野球害毒論を支持した朝日新聞社は、1915年に、当時各地で開催されていた中等学校野球大会に経営戦略上から注目し、阪神電鉄とタイアップすることで全国大会を主催する旨社告し、全国中等学校優勝野球大会（以下「夏の選手権」という。）を創設した。そして、夏の選手権は、大衆間の野球人気もあって、新聞紙上を使った報道の効果により、たちまち全国的に熱狂するスポーツイベントに成長し、これに対抗する形で、東京日日新聞は、今日に続く選抜中等学校野球大会（以下「春の選抜」という。）を1925年に創設することになるのである。

年)。課外活動の運動部活動には、2012年の調査（日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟、日本高等学校野球連盟調査）では、中学校で全生徒の約65%、高等学校（全日制及び定時制・通信制）で全生徒の約42%が参加している。

⁴⁾ 近代スポーツの日本への導入と大学等における運動会の開催に果たしたイギリス人英語教師 F.W.ストレンジについて、高橋孝蔵『倫敦から来た近代スポーツの伝道師』（小学館 101 新書、2012年）参照。

⁵⁾ 野球は東京大学や旧制第一高等学校が導入期に有力校であったが、その後、1903年に早稲田大学と慶應義塾大学間の早慶野球戦が始まり、1925年の東京六大学野球戦に発展していった。また、野球のみならず、1905年に開始された早慶レガッタ（漕艇）など両校間の対抗戦は各種スポーツでも行われ、娯楽の少ない時代背景の中でスポーツに対する社会的関心を集めた。このほかでも、戦争前には、大学、旧制高等学校間の各種スポーツの対抗戦が盛んに実施され、スポーツイベントの中心であった。

⁶⁾ 早慶野球戦は、1906年の対抗戦で、両校の学生応援が加熱し、不穏な事態となったため、その後両校間の試合は20年間中止されることになった。

新聞社が主催する学生・少年野球大会は、この当時盛んに開催され、「野球狂時代」ともいわれるまでになったが、野球人気の中で弊害も目立つようになった。

すなわち、これらの弊害とは、①野球大会の入場料収入や主催企業から収入が多額になり、野球の興行化・商業化の中で野球部関係者や選手などの生活態度が乱れるようになったこと、②有力選手の引き抜きが学校間で生じ、学校や野球部が授業料を免除したり生活費を提供したりする特待生問題が生じたこと、③学校間の対抗意識が加熱し、フェアでないプレーが横行し、また不適切な応援や応援団間の乱闘も生じたこと、等々である⁷⁾。

このような社会環境のもとで、改めて野球害悪論が主張されることになる。その中でも、内務官僚出身であり大日本体育協会副会長を務めた武田千代三郎は、1925年に、直接教えを受けた近代スポーツ紹介者であるストレンジのスポーツ観⁸⁾を基盤に、野球を念頭に置きつつも、学生運動全体に関して『学生運動取締論』を著し、次のような運動界の宿弊を指摘した：①運動をもって利得の具とする「貧汚ノ所為」、②虚偽申告、競技中不正手段を用いる「不正虚偽」、③人気を誇って競技秩序を乱す「暴慢行為」、④学校当局が学業を無視して有力選手を優遇する「怠業」、⑤選手や応援団の「野鄙ナル言動」、⑥競技のためと称して公費や寄附金を集め、無駄な出費をする「奢侈浪費」⁹⁾。そして、このような批判を受けて、文部省も、翌年の1926年3月に、「体育運動ノ振興ニ関スル件」(文部省訓令第3号)(以下「体育運動振興令」という。)を発令し、正課の体育教育のみならず、運動部活動についても、①選手の資格として、健康・操行・学業を考え、選手は自由意志によって選ぶこと、②選手選定競技会に参加する場合、学校長の承認を要すること、③運動団体その他の団体が競技会を主催するときは、教育関係者と連絡をとり、教育的に運営すること、④各競技会は、時期日数参加地域を考え選手、応援者の学業に支障のないこと、⑤多額の経費

⁷⁾ 中学野球部の部長が遠征試合をして当時の小学校教員の初任給の5倍のギャランティーを得たという話があり、また、当時の東京六大学野球の年間収入は約40万円で、他のスポーツ団体の多くが加盟していた大日本体育協会の年間予算の25倍以上の収入があったという。なお、学生野球の歴史については、中村哲也『学生野球憲章とはなにか』(青弓社、2010年)に詳しい。

⁸⁾ 高橋・前掲注4) 159頁以下参照。

⁹⁾ 武田千代三郎『学生運動取締論』2頁以下(大阪市立高等商業学校校友会、1925年)、中村・前掲注7) 27頁参照。

を要しないこと、など定めた。そしてその具体化として、1927年には、「運動競技会、学生、生徒、児童参加に対する処置方」により対外試合の年間実施回数を制限する告示をしている。

しかし、この文部省の訓令及び告示は最も大きな問題を抱えていた野球に関しては守られず、新聞社や企業を主催者とする学生・少年野球大会が全国的に多数開催され続けた。

このため、当時次第に強まってきた思想統制・国家統制の立場からも放置できないと考えた文部省は、全国的な野球統制団体を設置して文部省の指導による間接統制を企図したが、それに失敗したため、1932年に、体育運動審議会の答申を受けて、直接に野球を統制する「野球ノ統制並施行ニ関スル件」（文部省訓令4号）（以下「野球統制令」という。）を発令する。

3 野球統制令とその内容

野球統制令は、「前文」、「小学校ノ野球ニ関スル事項」、「中等学校ノ野球ニ関スル事項」、「大学及高等学校ノ野球ニ関スル事項」、「入場料ニ関スル事項」、「試合褒章等ニ関スル特殊事項」、「応援ニ関スル事項」、「附則」からなるものである。

この訓令の基本的な考え方は、以下の点である。

- ①中等学校の夏の選手権、春の選抜の両甲子園大会における新聞社を除き、野球大会の主催者から営利団体を排除したこと。
- ②試合日を小学校、中等学校では土曜の午後と休日に限定し、大学・高校では連盟の規制下に置いたこと。
- ③入場料徴収と使用目的を制限し、文部省に対する収支報告義務を課したこと。
- ④クラブチームへの参加の禁止、文部省の承認しないプロ選手との試合の禁止、選手の広告・宣伝への使用禁止、優勝旗・優勝牌以外の褒章の禁止などアマチュアリズムを徹底したこと。
- ⑤選手を理由とした学費・生活費の支給の禁止をしたこと。
- ⑥応援団の規制をしたこと。

この内容を見ると、野球統制令の前身ともいえる体育運動振興令も同様であるが、教育の場を文部省の管理下におき、営利団体による教育への干渉を排除

するとともに、運動部活動の営利化・興行化を防止する性格が前面にでているところに特色を認めることができる（その結果として、アマチュアリズムの徹底を認めることも可能である。）。そして、生徒・学生の教育を受ける権利という側面から見ると、確かに試合日を限定することによる教育保障の措置は採られているが、これは教育に対する外部団体の干渉を防ぐための運動部活動制限と考えられ、野球をプレーする中で生徒・学生の教育を受ける権利（学習権）を積極的に保障しようとする姿勢を認めることは難しいといわざるを得ない。

事実、この野球統制令以降の学生野球の状況を見ると、政府に学生野球を健全に発展させるという姿勢はなく、むしろ生徒・学生から野球の楽しみさえ奪い、官僚統制の中でアメリカ発祥の敵性スポーツであるとして野球は圧迫され、終には東京六大学リーグ戦を代表とする大学野球も、夏の選手権・春の選抜の中等野球大会も戦争の激化により強制的に中止されるに至るのである¹⁰⁾。

Ⅲ 第二次大戦後の運動部活動に関するルール

敗戦により、わが国の教育環境も大きく変化した。戦前の官僚統制や軍国主義教育は排除され、学校教育の中でも運動部活動を含めてスポーツ活動が再び活発化した。しかし、敗戦による秩序崩壊の中で学校対抗の試合が増え、勝負中心主義による試合数や練習時間が過大になる弊害も生じてきた。文部省は、この傾向に対して、教育がなおざりにされることを防止する意味から、アメリカ軍を主体とする連合軍総司令部（GHQ）の指導もあって、1948年3月に体育局長により通達「学徒の対外試合について」を發出する。

この通達は、前文において、「体育が民主的目的に合致するために、従来の対外試合に対しても、鋭い反省を加え、一切の惰性或不合理を排除すると共に、学徒の心身の発達段階に関する科学的基礎に準拠し、しかもわが国の現実の社会的、経済的客観的情勢をも十分考慮した合理的立場において企画・運営されなければならない」と述べて、生徒・学生の健康や学習に配慮する姿勢を前面に打ち出している。

¹⁰⁾ 中村・前掲注7) 87頁以下参照。

すなわち具体的には、①小学校では校内競技にとどめる、②中学校では対外試合を宿泊を要しない小範囲にとどめる、③新制高校の全国大会は年一回程度にとどめる、④競技会は教育関係者団体が主催する、⑤対外試合参加は学校長及び教師の責任においてきめる、⑥選手は固定することなく、本人の意志・健康・年齢・操行・学業その他を考慮してきめる、⑦対外試合は放課後又は授業のない日に行なうことを原則とする、⑧女子の対外試合は女子の健康を考慮して適当な運営をはかる、などを骨子としていた。

しかし、この通達に対しては、発出当時から大日本体育協会（現在の日本体育協会、以下「体育協会」という。）の抵抗があり、競技力の向上を目指す体育協会は、年少有力選手が競技力を競うことができる対外試合の制限緩和の圧力を続けるのである¹¹⁾。

特に日本のスポーツ界が国際復帰した1949年以降、オリンピックをはじめとする国際競技会で通用するトップアスリート育成のために生徒の対外試合要件の緩和が必要であるとの声が強くなり、「学徒の対外試合について」は「児童・生徒の運動競技について」と名称が改められるとともに、1979年まで数次にわたり対外試合要件の緩和が実施されることになる。そして2001年には、文部科学省（文部省の後身）は、通達による対外試合の規制を廃止し、スポーツ関係団体の自主的なガイドラインによる取組みに任せる方針に転換するのである¹²⁾。

もっとも、この文部科学省による対外試合規制通達廃止の背景には、規制緩和の中で行政による規制が望ましくないとされたことのみならず、スポーツ関係団体によるガイドライン作成がすすんできたこと¹³⁾、また、トップアスリート

¹¹⁾ 戦後の日本のスポーツ政策を1960年代末まで分析したものとして、関春南「戦後日本のスポーツ政策」一橋大学研究年報・経済学研究14号125頁以下（1970年）参照。

¹²⁾ 平成13年3月30日「児童生徒の運動競技について」12ス企体第六号（文部科学省スポーツ・青少年局企画・体育課長通知）。

¹³⁾ 2001年3月の文部科学省による対外試合規制の通達が廃止されるにともない、全国都道府県体育・保健・給食主管課長協議会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟及び全国連合小学校長会は、小・中・高校生が参加する運動競技の適正な実施及び参加がなされるよう、関係団体及び学校が、自主的に取り組んでいく目安となる新基準の申合せをしている。その内容は、①小学校の運動競技会は、原則として都道府県内における開催・参加とする、②中学校の運動競技会は、都道府県内開催・参加を基本としつつ、地方ブロック大会及び全国大会については各競技につき年間1回程度とする、③高等学校の運動競技会は、都道府県内における開催・参加のほかに、地方ブロック大会及び全国大会については年間2回程度とする、④体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合には学校教育活動の一環として取り扱

養成にとって学校対抗型の対外試合の意義が低下するとともに、スポーツに参加する生徒に教育を受ける権利（学習権）を保障する措置が多角的に考えられなければならない状況が発生したことも挙げられる¹⁴⁾。

IV 日本学生野球憲章と教育を受ける権利（学習権）

高等学校の運動部活動では、近年になってサッカーの人气が上昇してはいるものの、未だ参加者数においては野球が第1位であり¹⁵⁾、全高校生（男子）の約10%が参加するスポーツになっている。したがって、高校野球（戦前における中等野球）において教育とスポーツの両立を確保することが大きな問題であるということが出来る。

このため、学校教育における野球の弊害に対する対処として、戦前においては、前述したように、政府による野球統制令が発令されていた。

この野球統制令は戦後の民主化の中で撤廃され、新たに日本学生野球憲章（以下「野球憲章」という。）が生まれることになるが、以下では、野球憲章の生成とその内容、及び近年におけるその改正について、本報告の課題である生徒・学生の教育を受ける権利（学習権）の側面を中心に検討することにしたい。

1 日本学生野球憲章の制定

スポーツが自由に行えるようになった敗戦後に逸早く復活したのは野球であった。大学野球は、敗戦3カ月後の1945年10月には明治神宮球場で東京六大

うことができる（中学生については、文部科学省（文部省）と日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることができる）等を骨子としている。

¹⁴⁾ 多くの児童・生徒が参加している一般の運動部活動（前掲注3）参照）に関しては、対外試合の規制は児童・生徒の教育を受ける権利（学習権）の保障にとって必要な措置であり、現在でもその有用性は否定できない。しかし、サッカー、体操、水泳などのトップアスリート養成では、学校外のクラブ（スクール）が増加しており、そこではスポーツを主として、定時制・通信制を含む学校教育を従とするスポーツ活動が実施されている。このようなクラブ（スクール）所属の児童・生徒の教育を受ける権利（学習権）の実質的保障については、今後考えていかねばならないだろう。

¹⁵⁾ 2011年の調査では、高等学校野球連盟（以下「高野連」という。）の加盟校は4,090校、部員数166,925名であり、高等学校体育連盟のサッカーの加盟校は4,174校、部員数150,655名である。なお、高等学校数は全国で5,116校であるから、野球とサッカーは全国の約80%の高校で運動部活動として実施されていることになる。

学 OB による試合で戦後の活動を開始し、翌年には東京六大学・東都・関西六大学の大学連盟を再結成してリーグ戦を再開し、1947年には上記3連盟が全国大学野球連盟（後に全日本大学野球連盟〔大学野球連盟〕に発展）を結成する。また、中等学校野球では、1946年に全国中等学校野球連盟（後の全日本高等学校野球連盟〔高野連〕）が結成されて、朝日新聞社との共催で全国中等学校優勝野球大会を再開し、翌47年には毎日新聞社との共催で選抜中等学校野球大会を再開した。

それとともに娯楽の少ない社会環境の中で野球に対する人気は沸騰し、戦前の「野球狂時代」の状況を呈し、占領軍政策のもとで実質的に無効になった野球統制令に代わる学生野球の秩序確立が問題になった。

文部省は野球統制令を戦後の状況に合わせて改正・存続することを企図したが、学生野球関係者は、官僚統制からの解放を望み、1946年12月に学校野球団体を統括する日本学生野球協会（現在の公益財団法人・日本学生野球協会〔以下「学生野球協会」という。〕の前身）を結成し、自主的に学生野球基準要綱を制定して、正式に野球統制令を廃止させることに成功した。そして、野球基準要綱を基礎に1950年1月22日に改正前の日本学生野球憲章（以下「旧野球憲章」という。）が制定されるのである¹⁶⁾。

旧野球憲章の最大の成果は、政府による野球統制を離脱したところにあるが、学校教育の中での学生野球の理念を示した点でも大きな意義がある。そのことは、学生野球協会の会長であった天野貞祐（あまの・ていゆう）¹⁷⁾が起草した前文に、「われらの野球は日本の学生野球として学生たることの自覚を基礎とし、学生たることを忘れてはわれらの野球は成り立ち得ない。勤勉と規律とはつねにわれらと共にあり、怠惰と放縦とに対しては不断に警戒されなければならない。」と宣言されている。

このように学生野球が学校教育の一環として学生たる身分を前提にして実施されることを示した旧野球憲章であるが、さらにこの点を実質化したものとして、審査室制度を設けて、学生野球の理念を逸脱する行為に対して学生野球協

¹⁶⁾ 中村・前掲注7) 110頁以下参照。

¹⁷⁾ 天野貞祐は、戦前は京都帝国大学教授であり、戦後は学生野球協会の初代会長安部磯雄の後を受けて第2代会長に就任し、その後、吉田茂首相の下で文部大臣に就任したカント哲学を研究した哲学者である。鈴木裕輔「天野貞祐と野球」ベースボールロジー5号117頁以下（野球文化學會，2004年）参照。

会の自治として厳格な制裁を実施してきたことも注目に値する¹⁸⁾。

なお、旧野球憲章は、野球部員が教育を受ける権利（学習権）についても、選手資格に学業が挙げられ（旧学生野球憲章 9 条）、また、大学野球についてシーズン制を導入し、リーグ・大会開催権を大学野球連盟と高野連の管理下に置く（同 2 条、20 条）など学校中心・教育重視の立場から配慮する姿勢を示している。だが、それが間接的なものに留まっていることも否定できない。教育を受ける権利（学習権）の保障が学生野球憲章の中で積極的に打ち出されるのは、次に述べる学生野球憲章の改正を待つことになるのである。

2 学生野球憲章の改正と学生の教育を受ける権利（学習権）の保障

2007 年に発生した一部私立高校における野球部員に対する学費・生活費の援助という「特待生問題」を契機に、旧野球憲章を全面的に見直し、改正する作業が実施された¹⁹⁾。この改正作業には筆者も参加したが²⁰⁾、改正作業においては旧野球憲章の内容を現在の社会・教育環境に適合させるとともに、その基本思想を敷衍しながら、さらに学生野球の目的と原理を明確にすることに務めた。その中心に据えた理念が「学生の教育を受ける権利（学習権）」であった。

このことは 2010 年 2 月に改正された日本学生野球憲章（以下「改正野球憲章」という。）の前文に明記されている。

「国民が等しく教育を受ける権利をもつことは憲法が保障するところであり、学生野球は、この権利を実現すべき学校教育の一環として位置づけられる。こ

¹⁸⁾ 改正前の旧学生野球憲章 20 条 1 項は「日本学生野球協会は、部長、監督、コーチ、選手又は部員に学生野球の本義に違背し、又は違背するおそれのある行為があると認めるときは、審査室の議を経て、その部長、監督、コーチ、選手又は部員に対しては、警告、謹慎又は出場禁止の処置をし、その者の所属する野球部に対しては、警告、謹慎、出場禁止又は除名の処置をすることができる。部長、監督、コーチ、選手又は部員にこの憲章の条規に反する行為があると認められるときも、同様である。」と規定し、野球部に関わる暴力事件、非行（高校生の飲酒・喫煙）、不祥事に対して、毎年多数の対外試合禁止を含む処分をしてきた。

¹⁹⁾ この経緯については、浦川道太郎「学校教育とスポーツ——日本学生野球憲章の改正」大東 延基榮 教授 華甲紀念論文集『스포츠法學의 새로운 地平』577 頁以下（大東 延基榮教授 華甲紀念論文集 刊行委員会、2013 年）を参照。

²⁰⁾ 日本学生野球憲章検討委員会の委員は、石井紫郎・元東京大学法学部長を委員長として、辻村哲夫（近大姫路大学教育学部長）、望月浩一郎（弁護士）、野村徹（前早稲田大学野球部長）、西岡宏堂（元膳所高校野球部長）、田和一浩（日本学生野球協会理事）、大谷哲夫（駒澤大学総長）、田名部和裕（日本高等学校野球連盟理事）、浦川道太郎（早稲田大学法科大学院教授）であり（肩書は当時）、この委員会に小委員会を設置して起草作業を実施した。

の意味で、学生野球は経済的な対価を求めず、心と身体を鍛える場である。

学生野球は、各校がそれぞれの教育理念に立つて行う教育活動の一環として展開されることを基礎として、他校との試合や大会への参加等の交流を通じて、一層普遍的な教育的意味をもつものとなる。学生野球は、地域的組織および全国規模の組織を結成して、このような交流の枠組みを作り上げてきた。」

改正野球憲章は、上記の理念を述べるに留まることなく、教育を受ける権利（学習権）を具体化した規定を5条、10条、11条に定めている²¹⁾。

第5条（部員の権利と義務）

部員は、学生として教育を受ける権利が保障される。

第10条（学校教育と野球部の活動との調和）

野球部の活動は、部員の教育を受ける権利を妨げてはならず、かつ部員の健康を害するものであってはならない。

2 加盟校は、前項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて配慮しなければならない。この場合、原則として1週間につき最低1日は野球部としての活動を行わない日を設ける。

3 学生野球団体は、前2項の目的を達するために、野球部の活動の時期、時間、場所、内容などについて基準を定めるものとする。

4 学生野球団体は、大会を開催するに際して、第1項の目的を達するために、大会の開催時期などに配慮をしなければならない。

第11条（加盟校の部員への指導）

加盟校および指導者は、部員に対して、定められた教育課程を履修することを保障しなければならない。

さらに改正野球憲章で注目すべき点は、学校教育の一環としての野球部活動を、野球部活動のために野球部員の教育を受ける権利が妨げられてはならないという消極的な位置づけに留まらず、「学生は、合理的理由なしに、部員として学生野球を行う機会を制限されることはない。」（第4条）と規定されたことである。すなわち、すべての学生に対して、教育を受ける権利の一部として自ら積

²¹⁾ これら規定に違反する行動をした学校、野球部、指導者等は大学野球連盟、高野連による注意・厳重注意処分、及び審査室による審査を経て、学生野球協会による対外試合禁止を含む制裁をうけることになる（改正野球憲章第7章）。

極的に野球部活動に参加できる権利があることが確認されたのである²²⁾。

V まとめ

これまで、わが国の学校教育の中で、運動部活動員の教育を受ける権利（学習権）がいかに保障されてきたかを概観してきた。

そこでは、明治以来、文部省、学校関係者は、運動部活動の過熱化に対して、学校教育が外部からの興行化・商業化の動きに巻き込まれないように配慮してきた事実を確認することができる。しかしながら、学生の教育を受ける権利（学習権）という側面から見ると、それは学校教育の場の静穏が維持されることによる間接的な効果として守られてきたということができよう。

それに対して、近年に改正された野球憲章の中では、学生の教育を受ける権利（学習権）を正面から取り上げ、野球部活動を生徒・学生自らが学校教育の中で実施できるスポーツ権の行使として積極的に把握し、学校当局、野球部、指導者はそれを十分に保障しなければならないという視点が強調されてきていると評価できる。

学校における運動部活動が一部学生に対するトップアスリート養成教育として実施されておらず、中学校で73.9%、高等学校で49.0%の生徒が参加し²³⁾、大学でもサークル活動を含めれば多数の学生が参加するものであることを考えると、学校教育の中でのスポーツ基本法の保障するスポーツ権の実現の一局面として把握していこうとする改正野球憲章の姿勢は現実を見据えた正しいものといえるであろう。

しかし実際には、一部の学校及び運動部指導者は、運動部活動に対する十分

²²⁾ 高校・大学の学生で野球部への入部を希望する者があれば、入部の機会は保障されねばならず、高校等で、進学クラスの所属を理由に入部希望者を排除することはできない。もっとも、指導上部員数を制限するなどの合理的理由から一定の能力のある者を選抜することは許容される。なお、女子学生が学生野球活動に参加したいと希望する場合にも配慮をすることが求められる。現在では、女子学生がマネージャーとして高校野球に参加し、ベンチ入りすることは認められており、大学野球では選手として試合参加も認められ、東京六大学野球で女子選手が公式試合に出場したこともある。

²³⁾ 少し古い資料であるが、文部科学省（当時文部省）「運動部活動の在り方に関する調査研究報告（中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議）」（1997年12月）の報告による。

な認識と運動に対する科学的な知見を持たないために、長時間の練習や過多の練習試合を生徒・学生に強いることを未だ続けており、運動部における体罰問題とともに、このようないわゆる「運動部体質」については強く反省を求めねばならないことも事実である²⁴⁾。

※本稿は、2013年10月に韓国ソウル市で開催された韓国スポーツ・エンターテイメント法学会での報告のために執筆したものである。学会には残念ながら緊急の用務ができたため出席できなかったが、本報告は学会事務局には提出した。このような次第で、わが国では未発表のものであるので、L&P編集部の了解を得て、本誌に掲載するものである。

²⁴⁾ 体罰問題を契機に文部科学省が設置した運動部活動の在り方に関する調査研究協力者会議が提出した「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」（2013年5月）の中で示された「運動部活動での指導のガイドライン」においても、以下の内容の「年間を通したバランスのとれた活動への配慮」を改めて求めている：「生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくることができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていくことが必要です。」